

## 千葉県立千葉東高等学校野球部OB会会則

**第1条（名称）** 本会は、千葉県立千葉東高等学校野球部OB会「以下OB会」と称し、本会事務所を理事宅に置く。

**第2条（目的）** 本会は、OB会会員相互の親睦及び母校野球部の後援等を目的とする。

**第3条（会員資格）** 本会は、千葉県立千葉第三高等学校、千葉県立千葉東高等学校の野球部に在籍したものを会員とする。

2 前項野球部の部長及び監督経験者を会員とする。

**第4条（事業）** 次のとおりとする。

- (1) 会員相互の親睦を図る。
- (2) 母校野球部活動を後援する。
- (3) その他本会の目的を達成するために必要な事業を行う。

**第5条（役員）** 本会には、次の役員を置く。

- (1) 会長 1名
- (2) 副会長 3名
- (3) 理事 15名以上（会長1名、副会長3名、理事長1名、副理事長2名、会計2名を含む。）とする。
- (4) 監事 2名
- (5) 評議員 原則各卒業年度1名

2 必要に応じて、名誉会長、顧問、相談役を若干名置くことができる。

**第6条（役員を選出）** 次のとおりとする。

- (1) 理事、監事、評議員は、総会にて選任する。
- (2) 会長、副会長、理事長、副理事長、会計は、理事会で選任する。
- (3) 名誉会長、顧問、相談役は、会長が推薦し理事会の承認を得る。
- (4) 評議員は、卒業年度毎に会員の互選により選出する。

**第7条（役員の任期）** 役員の任期は、3年とする。但し、再任を妨げない。

2 役員に欠員が生じた場合は、速やかに補充するものとし、その任期は、前任者の残任期間とする。

**第8条（役員の任務）** 役員の任務は、次のとおりとする。

- (1) 会長は、本会を代表して会務を総理する。
- (2) 副会長は、会長を補佐し、会長事故あるときはその任務を代行する。
- (3) 理事長は、理事会の決議に従い本会の会務を執行する。
- (4) 副理事長は、理事長を補佐し、理事長事故あるときはその任務を代行する。
- (5) 会計は、本会の会計全般を処理する。
- (6) 監事は、本会の会計及び業務執行の状況を監査し報告する。

- (7) 理事は、理事会の会務を執行する。
- (8) 評議員は、各学年の代表責任者として総会の決議を行う。
- (9) 名誉会長、顧問、相談役は、理事会に出席し、発言することができる。

**第9条 (総会)** 総会は、会長が評議員及び会員を招集し、年一回開催し、次の事項を議決する。

- (1) 事業報告、会計報告
- (2) 事業計画、会計予算
- (3) 役員の決定
- (4) 会則の改廃
- (5) その他本会の目的達成のために必要な事項

**第10条 (理事会)** 理事長が必要に応じて理事会を招集し、次の事項を協議する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 本会事業の執行に関する事項

**第11条 (年会費)** 会員は、次の年会費を毎年納入する。但し、部長及び監督経験者は、これを免除するものとする。

- 2 19歳から29歳までは3,000円、30歳から39歳までは4,000円、40歳から49歳までは5,000円、50歳以上が6,000円とする。

**第12条 (会計年度)** 毎年4月1日から翌3月31日とする。

## 付 則

- 改正 平成11年5月1日
- 改正 平成13年5月12日 (会費改正)
- 改正 令和3年5月29日
- 改正 令和4年5月28日
- 改正 令和5年5月27日